

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

| 評価書番号 | 課 | 保護評価書名 | 対象箇所 | 修正前 | 修正後（新番号法） | 備考 |
|-------|--------|--------|---|---|---|--|
| 6 | 子育て支援課 | 児童手当 | - | | | |
| | | | 1-1, ② 事務の概要 | 小野町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 児童手当等支給に関しては公金受取口座情報を取得する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 番号法の別表第二に基づいて、小野町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | 市町村は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。 児童手当等支給に関しては公金受取口座情報を取得する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 | |
| | | | 1-1, ③ システムの名称 | 1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム | 1 児童手当システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能 5 申請管理システム | |
| | | | 1-3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の81の項 | |
| | | | 1-4, ② 法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 26、30、87、106の項 （別表第二における情報照会の根拠） 74、75、121の項 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 42、125、141、161の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 106、107、160の項 | |
| | | | 1-5, ② 所属長の役職名 | 課長 | 子育て支援課長 | |
| | | | 1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp | 小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp | |
| | | | II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数 | 令和5年10月31日時点 | 令和8年2月27日時点 | |
| | | | IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か） | | 十分である | ブルダウンから選択してください。 |
| | | | IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠） | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへ入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等 | 「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。 |
| | | | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 | ブルダウンから選択してください。 |
| | | | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠） | | 小野町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修等において離席時のログアウト徹底を呼び掛けており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。 |